

交通事故の示談あっせん

示談あっせんって?

損害賠償の交渉で相手方との話し合いがつかない時に、

当センターの弁護士が間に入り、公平・中立な立場で示談が成立するようにお手伝いします。早期の解決が期待できます。

示談あっせんの申込・話し合いは関内相談所で行っています。

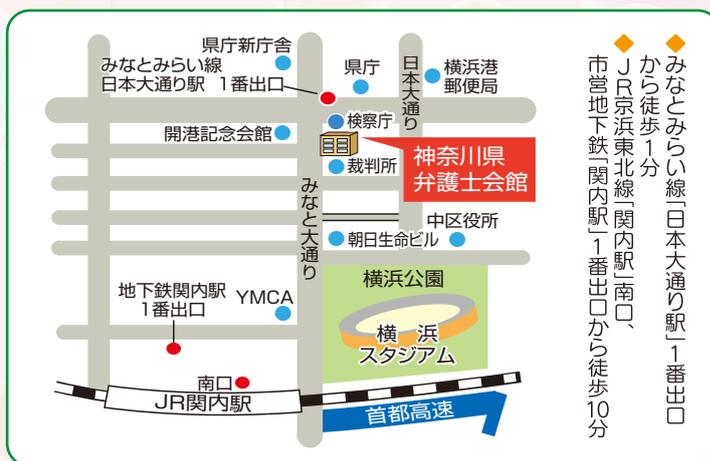
- 示談あっせんには、面談相談を担当した弁護士からの紹介状が必要です。ご相談の際、弁護士にお申し出ください。



交通事故相談

相談料無料(1回の相談30分以内)
ご予約は各相談所にご連絡ください

- ◆関内相談所(神奈川県弁護士会館内)
☎045(211)7700
- ◆横浜駅西口相談所
(神奈川県弁護士会横浜駅西口法律相談センター内)
☎045(620)8300
- ◆川崎相談所
(神奈川県弁護士会川崎法律相談センター内)
☎044(223)1149
- ◆小田原相談所
(神奈川県弁護士会小田原法律相談センター内)
☎0465(24)0017
- ◆横須賀相談所
(神奈川県弁護士会横須賀法律相談センター内)
☎046(822)9688
- ◆相模原相談所(相模原市中央区役所内)
☎042(769)8230
- ◆橋本相談所(相模原市緑区役所内)
☎042(775)1773
- ◆相模大野相談所(相模原市南区役所内)
☎042(749)2171
- ◆座間相談所(座間市役所内)
☎046(252)8146



示談あっせんのお問い合わせ

☎045(211)7702



(公財)日弁連交通事故相談センター 神奈川県支部

〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地 神奈川県弁護士会館内

※示談あっせんの流れ、申込の際の必要書類は裏面をご覧ください

示談あっせんの流れ



弁護士と面接相談を行います



弁護士が示談あっせんに適する紛争か判断します



示談に
適しないと判断



示談に適すると判断

弁護士が紹介状を発行します



示談あっせん申込



※お申込の際は、必要書類(申出書除く)の
コピーをA4判で2部ずつご用意ください

★相手方に対し示談あっせん手続きに
応じていただけるかを確認します



※相手方が応じない場合は
終了となります

★示談あっせん担当弁護士を決定します



★第1回示談あっせんの
日程を調整します

★示談あっせんを行います(関内相談所)

不
合
意

打ち切り
※終了となります

継
続

次回の日程を
決めます

合
意

終
結

※合意した内容を書面化します

お話し合いで
解決しましょう



- 示談あっせんは原則として3回以内です
- ★部分は当センターが行います

必要書類

- 申出書 ■ 交通事故証明書 ■ 診断書、後遺障害診断書 ■ 治療費明細書(入通院日数、治療費・通院費のメモなど)
- 事故前の収入を証明するもの(給料明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、確定申告の写しなど)
- 相手方からの提出書類(提示された示談金額の分かるものなど)
- その他(差額ベッド代、付添日数・費用、修理費、家屋改修費、有給休暇日数、相手方加入保険内容のメモなど)